

義務教育施設の適正配置について

平成20年4月に茨城県教育委員会から「公立小中学校の適正規模について」の指針が示され、本市においても、よりよい教育環境を整備し学校教育の一層の向上のため、平成21年度に義務教育施設適正配置審議会を設置しました。

審議会は、教育委員会からの諮問を受け、保護者の方々にご協力いただいた「教育環境に関する意識調査」（平成22年10月号に掲載）などの結果を踏まえ、約2年にわたり慎重なる審議を続けてきました。その結果、つくばみらい市内の義務教育施設の適正配置について、平成23年9月28日付け答申がなされました。

【諮問事項】

- 1 つくばみらい市立小中学校の適正規模について
- 2 つくばみらい市立小中学校の適正配置について
- 3 みらい平地区の児童生徒の増加に伴う小中学校の取り扱いについて

【答申内容抜粋】

1 つくばみらい市立小中学校の適正規模について

- ・ 小学校については、1学年2学級（計12学級）以上、中学校については、1学年3学級（計9学級）以上が、将来を見据えた理想的な学校規模である。
- ・ 学級規模が適正であれば地域の実情を考慮して、単学級でも存続を認めることも考えられる。学級規模が適正とは、

具体的に1学級あたり20人を超えることと考える。

- ・ ①複式学級が2つ以上となつてしまう場合、②20人以下となる学年が3学年以上となつた場合で地域住民の理解が得られている場合、③地域住民の多数が統合を望み市に要望がもたらされた場合、のいずれかに該当する場合は、統合することが望ましい。

2 つくばみらい市立小中学校の適正配置について

- ・ 学校が適正規模にあつて、子どもたちの教育を受ける権利を侵害しない限りは、現在の所在地と学区を今後も継続することが望ましい。
- ・ 子どもの数が減少して、どうしても適正規模に達せず、他の学校との統合などを考えざるを得ない過小規模校の場合や、逆に子どもの数が増加して適性規模以内に維持することができず、学校分割をせざるを得ない過大規模校の場合などには、既設の所在地や学区の範囲の見直しを検討することが望ましい。

3 みらい平地区の児童生徒の増加に伴う小中学校の取り扱いについて

- ・ みらい平地区では、大規模な人口の流入が予測されていることから、学校建設については、「みらい平地区学校建設基本構想」（みらい平地区学校建設は、立地条件、平成40年にかけての児童数、学校周辺の環境整備などの要因から、陽光台地区への1校目建設が望ましい）に基づいて早期に進めることを望む。

4 付帯事項

- ・ 適正配置の実施方法や実施時期については、行政のみで決定するのではなく、地域の方々に、きめ細かな情報提供を行うとともに、丁寧な意見聴取を行いながら進めること。
- ・ 個別具体の検討にあたっては、それぞれの学校に通う児童生徒の保護者や未就学児の保護

者、学校教職員、地域の方々などの合意形成を図るよう努めること。

- ・ 適正配置にかかる具体的な実施方法については、近接校との統合だけでなく、学区変更や学校選択制の導入など、さまざまな視点から検討すること。

※今後、教育委員会では、答申をもとに義務教育施設の適正配置に向けて、地域の実情を考慮し、さまざまな視点から慎重に検討します。



▶染谷義務教育施設適正配置審議会会長（右）より答申を受ける中島教育委員長職務代理者（左）

58 問 谷和原庁舎学校教育課 ☎
2111（内線8200）